○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二〇一）

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を定める件（同二〇二）

○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件（同二〇三）

○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件（同二〇四）

○障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同二〇五）

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（同二〇六）

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（同二〇七）

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同二〇八）

○厚生労働大臣が定める離島その他の地域の一部を改正する件（同二〇九）

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（同二一〇）

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（同二一一）

○指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（同二一二）

○児童福祉法第二十四条の二十第三項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び同法第二十四条の二十一において準用する同法第二十一条の二第二項の規定による診療方針を廃止する件（同二一三）

○児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同二一四）

○児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を廃止する件（同二一五）

○食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を廃止する件（同二一六）

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（同二一七）

○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同二一八）

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（同二一九）

○児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を廃止する件（同二二〇）

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件の一部を改正する件（同二二一）

○児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（同二二二）

○児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（同二二三）

○障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（同二二四）

○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（同二二五）

○指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（同二二六）

○指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（同二二七）

○児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（同二二八）

○児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（同二二九）

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（同二三〇）

○食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（同二三一）

○厚生労働大臣が定める離島その他の地域（同二三二）

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（同二三三）

○社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件（同二三四）

（以下次のページへ続く）